

議案第7号説明資料

平成28年2月16日

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3～13
参考 行政不服審査法の改正	14

総務課

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 改正概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、所要の整備を行うため、関係条例の規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 例規整備一覧

この条例により、次の7条例を一部改正します。

条文	一部改正する条例	主な一部改正の内容
第1条	大磯町職員の給与に関する条例	○ 法の施行に伴う所要の整備 ・ 形式面の改正（法律番号・引用条項）
第2条	大磯町固定資産評価審査委員会条例	○ 法の施行に伴う所要の整備 ・ 審査手続を法に準じたものとするための規定の追加 ・ 形式面の改正（引用条項） ○ 用字・用語の整理その他の規定の整備
第3条	大磯町消防団員等公務災害補償条例	○ 法の施行に伴う所要の整備 ・ 「異議申立て」を「審査請求」に改正
第4条	大磯町町税条例	○ 法の施行に伴う所要の整備 ・ 「不服申立て」を「審査請求」に改正
第5条	大磯町情報公開条例	○ 法の施行に伴う所要の整備 ・ 「不服申立て」を「審査請求」に改正 ・ 「審査請求」ができる要件として、「公開の請求に係る不作為があったとき」を追加 ・ 審査手続を法に準じたものとするための規定の追加 ・ 「審理員」による審理手続を除外するための規定を追加（審理手続は、従来どおり審査会で行う。） ・ 形式面の改正（法律番号）

条文	一部改正する条例	主な一部改正の内容
第6条	大磯町手数料条例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法の施行に伴う所要の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「審理員」が行う提出書類等の写し等の交付に係る手数料を無料とする規定の追加（ただし、複写に係る実費負担を別途求める。）
第7条	大磯町個人情報保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法の施行に伴う所要の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「不服申立て」を「審査請求」に改正 ・ 「審査請求」ができる要件として、「開示等の請求に係る不作為があったとき」を追加 ・ 審査手続を法に準じたものとするための規定の追加 ・ 「審理員」による審理手続を除外するための規定を追加（審理手続は、従来どおり審査会で行う。） ・ 形式面の改正（法律番号） ○ その他規定の整備（引用条項）

(2) 経過措置

ア 大磯町固定資産評価審査委員会条例に係る経過措置

平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後でないものに限る。）の取扱いについては、従前の例によるものとします。

イ 大磯町情報公開条例に係る経過措置

平成28年4月1日より前に行われた情報公開請求の決定に係る異議申立ての取扱いについては、従前の例によるものとします。

ウ 大磯町個人情報保護条例に係る経過措置

平成28年4月1日より前に行われた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求の決定に係る異議申立ての取扱いについては、従前の例によるものとします。

(3) 施行日

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）とします。

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第16条の2 省略 第16条の3 省略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 省略 第17条～第20条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u>（抄） （<u>施行期日</u>） 1 <u>この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。</u></p> <p>別表第1・別表第2 省略</p>	<p>第1条～第16条の2 省略 第16条の3 省略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 省略 第17条～第20条 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p>

大磯町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定める<u>もの</u>とする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 委員長に事故がある<u>とき、又は</u>委員長が欠けた<u>ときは</u>、<u>委員長が</u>あらかじめ指定する委員が、その職務を行う。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u></p> <p><u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p><u>(3)～(5) 省略</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 <u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは<u>代表者</u>又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。</p> <p><u>第2節 委員長及び書記</u></p> <p>（委員長）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 委員長に事故がある<u>場合又は</u>委員長が欠けた<u>場合においては</u>、<u>委員長の</u>あらかじめ指定する委員が、その職務を行う。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>第3節 審査の申出</u></p> <p>（審査の申出）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、次の<u>各号</u>に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p><u>(2)～(4) 省略</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、<u>代表者</u>又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p>5 省略</p>

改正案	現行
<p>第5条 省略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。</u></p> <p>第7条～第10条 省略 (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した</u>決定書を作成しなければならない。</p> <p><u>(1) 主文</u> <u>(2) 事案の概要</u> <u>(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨</u> <u>(4) 理由</u></p> <p>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、<u>町長</u>に対してはその副本をもって、これをしなければならない。</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 省略 <u>(委任)</u></p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>大磯町固定資産評価審査委員会規程</u>で定める。</p>	<p>第5条 省略</p> <p><u>第4節 審査の手続</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p>第7条～第10条 省略 (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p> <p>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって<u>町長</u>に対してはその副本をもって、これをしなければならない。</p> <p>第12条 省略 <u>第5節 雑則</u></p> <p>第13条 省略 <u>(その他の事項)</u></p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>町長が別に</u>定める。</p>

改正案

現行

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の大磯町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

大磯町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章・第2章 省略 第3章 雑則</p> <p><u>(審査請求)</u></p> <p>第26条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、町長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>第27条～第30条 省略</p> <p><u>附 則</u> (抄) (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。</u></p>	<p>目次 省略 第1章・第2章 省略 第3章 雑則</p> <p><u>(異議申立て)</u></p> <p>第26条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>第27条～第30条 省略</p>

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 総則 第1条～第5条 省略 (災害等による期限の延長) 第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出 (<u>審査請求</u>に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該理由が消滅した日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、地域及び期日を指定し、又は当該行為をすべき者の申請により、当該期限を延長することができる。 第7条～第8条 省略 第2章～第5章 省略</p> <p><u>附 則</u> (抄) <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。</u></p>	<p>目次 省略 第1章 総則 第1条～第5条 省略 (災害等による期限の延長) 第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出 (<u>不服申立て</u>に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該理由が消滅した日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、地域及び期日を指定し、又は当該行為をすべき者の申請により、当該期限を延長することができる。 第7条～第8条 省略 第2章～第5章 省略</p>

大磯町情報公開条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第11条 省略 <u>(審査請求があった場合の手続)</u></p> <p>第12条 実施機関は、第9条第1項に規定する決定又は行政情報の公開の請求に係る不作為について、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による<u>審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、</u>遅滞なく大磯町行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）に当該<u>審査請求</u>について諮問しなければならない。</p> <p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>2 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して、速やかに当該<u>審査請求</u>に対する裁決を行い、<u>次に掲げる者</u>に通知しなければならない。</p> <p><u>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）</u></p> <p><u>(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p><u>(3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p><u>3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>	<p>第1条～第11条 省略 <u>(不服申立てがあった場合の手続)</u></p> <p>第12条 実施機関は、第9条第1項に規定する決定について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による<u>不服申立てがあったときは、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、</u>遅滞なく大磯町行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）に当該<u>不服申立て</u>について諮問しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して、速やかに当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>を行い、<u>不服申立人</u>に通知しなければならない。</p>
<p>第13条～第20条 省略</p> <p><u>附 則（抄）</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>3 第5条の規定による改正後の大磯町情報公開条例第12条の規定は、施行日以後にされた実施機関の決定又は請求に係る不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた実施機関の決定に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>第13条～第20条 省略</p>

大磯町手数料条例 新旧対照表

改正案		現行																													
<p>第1条・第2条 省略 <u>(徴収しない事項)</u> <u>第2条の2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。別表第1において同じ。)</u>の規定により審理員<u>(同項の規定により読み替えて同法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって同法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、審査庁。別表第1において同じ。)</u>が行う提出書類等の写し等の交付に係る手数料は、<u>無料とする。</u></p>		<p>第1条・第2条 省略</p>																													
<p>第3条～第7条 省略</p> <p><u>附 則 (抄)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。</u></p>		<p>第3条～第7条 省略</p>																													
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価に関する証明書の交付</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>}</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>公文書及び図書の閲覧 <u>(行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧を除く。)</u></td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td>公文書及び図書の謄抄本 <u>(行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)</u></td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事項	手数料の金額	評価に関する証明書の交付	省略	}	}	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	省略	公文書及び図書の閲覧 <u>(行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧を除く。)</u>	1件につき 300円	公文書及び図書の謄抄本 <u>(行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)</u>	1件につき 300円	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	省略	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価に関する証明書の交付</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>}</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>公文書及び図書の閲覧</td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td>公文書及び図書の謄抄本</td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事項	手数料の金額	評価に関する証明書の交付	省略	}	}	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	省略	公文書及び図書の閲覧	1件につき 300円	公文書及び図書の謄抄本	1件につき 300円	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	省略
手数料を徴収する事項	手数料の金額																														
評価に関する証明書の交付	省略																														
}	}																														
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	省略																														
公文書及び図書の閲覧 <u>(行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧を除く。)</u>	1件につき 300円																														
公文書及び図書の謄抄本 <u>(行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)</u>	1件につき 300円																														
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	省略																														
手数料を徴収する事項	手数料の金額																														
評価に関する証明書の交付	省略																														
}	}																														
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	省略																														
公文書及び図書の閲覧	1件につき 300円																														
公文書及び図書の謄抄本	1件につき 300円																														
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	省略																														

改正案		現行	
§ その他の証明書の交付	§ 省略	§ その他の証明書の交付	§ 省略
別表第2 省略		別表第2 省略	

大磯町個人情報保護条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 実施機関の義務（第6条～第12条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止の請求（第13条～第24条の4）</p> <p><u>第4章 審査請求及び個人情報保護審査会</u>（第25条・第26条）</p> <p>第5章 個人情報保護制度運営審議会（第27条）</p> <p>第6章 雑則（第28条～第34条）</p> <p>附則</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p><u>第4章 審査請求及び個人情報保護審査会</u> （<u>審査請求</u>があった場合の手続）</p> <p>第25条 実施機関は、第17条第1項、<u>第24条第1項若しくは前条第1項の決定又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為</u>について、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>の規定に基づく<u>審査請求</u>があった場合は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>を除き、遅滞なく大磯町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該<u>審査請求</u>についての裁決を行わなければならない。</p> <p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p><u>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報について、訂正又は利用停止をすることとする場合</u></p> <p><u>2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u> （審査会）</p> <p>第26条 <u>前条第1項</u>に規定する<u>審査請求</u>について、実施機関の諮問に応じて審査するため、町の附属機関として審査会を設置する。</p> <p>2～6 省略</p> <p>第5章・第6章 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 実施機関の義務（第6条～第12条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止の請求（第13条～第24条の4）</p> <p><u>第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会</u>（第25条・第26条）</p> <p>第5章 個人情報保護制度運営審議会（第27条）</p> <p>第6章 雑則（第28条～第34条）</p> <p>附則</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p><u>第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会</u> （<u>不服申立て</u>があった場合の手続）</p> <p>第25条 実施機関は、第17条第1項、<u>第24条第1項又は前条第1項の決定</u>について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>の規定に基づく<u>不服申立て</u>があった場合は、<u>当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき</u>を除き、遅滞なく大磯町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該<u>不服申立て</u>についての裁決<u>又は決定</u>を行わなければならない。</p> <p>（審査会）</p> <p>第26条 <u>前条</u>に規定する<u>不服申立て</u>について、実施機関の諮問に応じて審査するため、町の附属機関として審査会を設置する。</p> <p>2～6 省略</p> <p>第5章・第6章 省略</p>

改正案

現行

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

4 第7条の規定による改正後の大磯町個人情報保護条例第25条及び第26条の規定は、施行日以後にされた実施機関の決定又は請求に係る不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた実施機関の決定に係るものについては、なお従前の例による。

行政不服審査法の改正について

【概要】

行政機関の処分により不利益を受けた国民が行政に対して処分の取消しなどを求めるための仕組みについて定める行政不服審査法が、平成26年6月に昭和37年の制定以来約50年ぶりに抜本的に改正され、平成28年4月1日から施行されます。

【制度改正の主な内容】

- ① 異議申立てと審査請求の二本立てであった不服申立てを、より手続の充実した審査請求に一本化する『不服申立て手続の審査請求への一元化』
- ② 元となる処分に関与していない職員が、審理員として国民と行政機関の主張を公平に審理する『審理員による審理手続の導入』
- ③ 有識者からなる第三者機関が、審査庁の判断の妥当性をチェックする役割を担う『第三者機関（行政不服審査会）への諮問手続の新設』

【イメージ図】

